経済産業省

BIPROGY | Foresight in sight

バイオマス等設備
電力量認定申請方法について

2024年8月21日

１　一般的なバイオマス等設備の電力量認定申請について

２　FIT認定期間中の非FIT非化石分の認定について

３　非FITバイオマス認定における燃料の安定調達（持続可能性等）

電力量認定申請 – 申請時入力項目（バイオマス等）

- バイオマス等設備に関しては通常の申請時入力項目に加え、下記のケースに従い追加で入力が必要となります。

■ 申請時入力項目

・法人番号
・事業者区分
・受電地点特定番号
・設備ID
・報告年月
・対象年月
・月間発電量（kWh）
・再エネ指定有無区分

■ 化石燃料が含まれる場合の追加入力項目

・添付書類（化石分と非化石分が明記されたバイオマス等比率を証跡として添付）

■ 非バイオマス分が含まれる場合に再エネ指定ありとしたい場合の追加入力項目

・添付書類（非バイオマス分が明記されたバイオマス等比率を証跡として添付）

<u>バイオマス等設備の申請においては化石、非化石分を含めた全発電量</u>を入力してください。
非化石分はバイオマス等比率に応じて認定機関側で算定します。

電力量認定申請 – 対象年月判定について

- 認定の対象とするデータの対象年月については、一般送配電事業者より通知される「仕訳後の電力量のお知らせ」を元に検針日を確認下さい。
- 検針日を基準として区分ごと、一般送配電事業者のエリアごとに対象年月を判定し、入力ください。

■ 対象年月判定と入力する月間電力量について

1．一般送配電事業者より送付される「仕訳後の電力量のお知らせ」をご準備下さい

2．「仕訳後の電力量のお知らせ」内にある「対象期間_終了」に記述されている年月日の翌営業日が検針日となりますので、検針日を確認します。

「仕訳後の電力量のお知らせ」サンプル

情報区分	対象期間_開始（yyyymmdd）	対象期間_終了（yyyymmdd）	送信者コード	送信者名称	受信者コード	受信者名称
特高・高圧発電者の仕訳後の電力量のお知らせ（kWh）	20191001	20191031	●●	●●電力株式会社	4●●●2	●●株式会社
受電地点特定番号	発電者名称	受電場所	発電ＢＧコード	契約識別番号１	契約識別番号２	対象期間内の合計値
●●2000000●●●●●●●●●●●●●	●●合同会社（●●風力発電所）	青森県●●	●●●			1601
日付セル１	日付セル２		1001	1002	1003	1004
					±	
1	0:00	0:00	0	0		0
2	0:30	1:00	0	0		0

「対象期間_終了」の翌営業日が検針日となります（この場合は11月1日）

※対象期間の合計値を「月間発電量」として入力します

3．その検針日を基準に次ページ以降の区分・地域（送配電会社のエリア）ごとに対象年月を判定します。

対象年月判定の詳細ルールは事業者説明資料を確認ください。

バイオマス等設備における燃料区分について

- バイオマス等設備における燃料区分は下記となります。

化石/バイオマス区分		燃料区分	内容	電力量認定対象	再エネ指定区分
非化石	バイオマス	A	メタン発酵ガス	○	有・無 両方選択可能
		B	間伐材等由来の木質バイオマス	○	有・無 両方選択可能
		C	一般木質バイオマス・農産物の収穫に伴って生じるバイオマス個体燃料	○	有・無 両方選択可能
		D	建設資材廃棄物	○	有・無 両方選択可能
		E	一般廃棄物・その他バイオマス	○	有・無 両方選択可能
		G	農作物の収穫に伴って生じるバイオマス液体燃料	○	有・無 両方選択可能
	非バイオマス	X	水素	○	無のみ選択可※3
		Y	アンモニア	○	無のみ選択可※3
		Z	廃棄プラスチック等　非バイオマス燃料※1	○	無のみ選択可
化石		F	その他（助燃剤等）※2	×	認定対象外

※1　廃棄物のうちバイオマスでない燃料
※2　化石分はF区分に入れてください。ただし、起動時又は停止時のみに使用し、発電時に使用しない助燃剤は、備考欄に「起動時又は停止時のみに使用」と記載し、バイオマス比率の計算には含めないものとします。
※3　水素・アンモニア燃料を使用した電源において燃料比率の提出ルールは次ページに準ずるものとし、計算方法は以下例を参考としてください。
　■バイオマス等燃料比率計算例<https://www.biprogy.com/solution/uploads/bioetc_hiritsu(setsubi-id_jigyoshamei).xlsx>

電力量認定申請 – バイオマス等比率の提出（毎月）

- バイオマス等設備に関しては燃焼させる燃料の割合が変更になる可能性があるため、毎月のサンプリングによりバイオマス等比率及び算出根拠となる添付書類を提出してもらう必要があります。※１
- 設備登録時に「申請計画使用燃料一覧」を提出していることが前提で下記のケースにおいては毎月の提出を省略することができます。
- FIT、卒FIT、RPSで設備ID入手済みであり非化石電源登録を行っていないバイオマス等設備については初回電力量認定申請時までに「申請計画使用燃料一覧」を提出ください。（Webサイトからダウンロードしたフォーマットに記入し、押印後PDFで提出）

■ バイオマス等比率を提出しなくてよい場合

１．化石燃料が燃料に含まれることがなく、使用燃料がバイオマス燃料（燃料区分X, Y, Z以外）のみ場合

２．化石燃料が燃料に含まれることがなく、使用燃料にバイオマス燃料以外（燃料区分X, Y, Z）が含まれる場合において、全量「再エネ指定無」とする場合

※1　コロナウイルスによる影響でやむを得ずサンプリングができない事業者については、そのサンプリングができない一定期間について、下記１、２の方法で申請した値をサンプリング結果として電力量認定を実施致します
１．過去のサンプリング結果（前年同月の値、もしくは昨年度の平均値）を使用する
２．過去実績がない場合は申請計画使用燃料一覧の値をもってサンプリング結果とする
ただし、サンプリングが可能な期間となり、著しく上記の方法で提出された値とサンプリング結果が乖離する場合は遡及して認定量を取り消す等の対応を行う可能性がある旨ご認識ください。

電力量認定申請 – 申請方法（全般）

- 電力量認定申請は認定業務を委託しているBIPROGYが準備するポータルサイトより登録することとなります。（URLはBIPROGY Webページに公開中）
- バイオマス等設備の申請については、その他の非化石電源（太陽光等）と同一のファイルに電力量を記入し提出ください。

■ 申請書イメージ

電力量認定申請書

申請日

＊EXCELファイル名「denryokuryou_shinsei_yyyymm(xxx).xlsx」の(xxx)に事業者名を、yyyymmに対象年月を記入ください。

■法人番号

■事業者区分

■申請設備一覧

※ 任意入力項目となります

NO	受電地点特定番号	設備ID	月間発電量(kWh)	報告年月(yyyy/mm/dd)	対象年月(yyyy/mm/dd)	再エネ指定有無区分	対象期間_開始(yyyymmdd)	対象期間_終了(yyyymmdd)
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								

■電力量認定申請書：
https://www.biprogy.com/solution/lob/energy/non_fit/data/denryokuryou_shinsei_yyyymm(xxx).xlsx
※ファイル名は「denryokuryou_shinsei_yyyymm(事業者名).xlsx」としてください。

電力量認定申請 – 申請方法（バイオマス等関連部分）

■ 電力量認定申請変更画面（ページ下部）

③変更をクリック

①バイオマス等比率を入力

・バイオマス等比率は、小数第4位を四捨五入し、小数第3位までで提出ください。

※四捨五入の都合上、合計のバイオマス等比率が100.000%とならない場合、以下の通り対応ください。

- 100%に満たない場合は、化石分、非化石再エネ指定無の順で端数を一括加算
- 100%を超える場合は、非化石再エネ指定有、非化石再エネ指定無の順で端数を一括減算

・半角数字のみで入力ください。

・複数の使用燃料が同燃料区分に該当する場合、バイオマス等比率を合算の上記載ください。

②参照をクリック

・複数ファイルのアップロードが可能です。

・従来、算出根拠をバイオマス等比率計算書へ記載していた事業者は、サンプリング証跡等と併せてアップロードください。

基本の登録方法につきましては、事業者説明資料をご確認ください。
<https://www.biprogy.com/solution/lob/energy/non_fit/pdf/non_fit_20201013.pdf>

1　一般的なバイオマス等設備の電力量認定申請について

2　FIT認定期間中の非FIT非化石分の認定について

3　非FITバイオマス認定における燃料の安定調達
（持続可能性等）

FIT認定期間中の非FIT非化石分の電力量認定申請について１

- FIT認定中の非FIT非化石分の申請については、FIT分を除いた非FIT分の月間発電量で申請下さい。（BGコードでFIT分と非FIT分は分かれております）
- バイオマス等比率については、FIT分を除いた申請書に記入する発電量を100%としたものを提出下さい。

電力量認定申請書に記入する月間発電量について

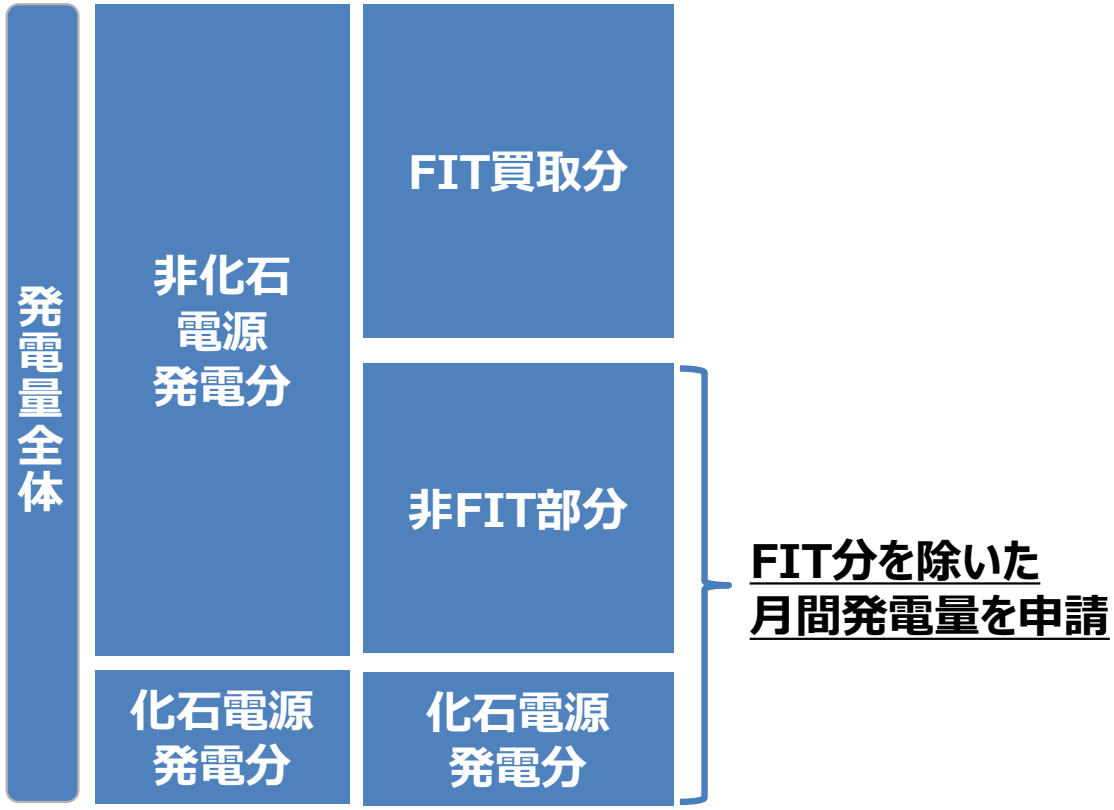

バイオマス等比率について

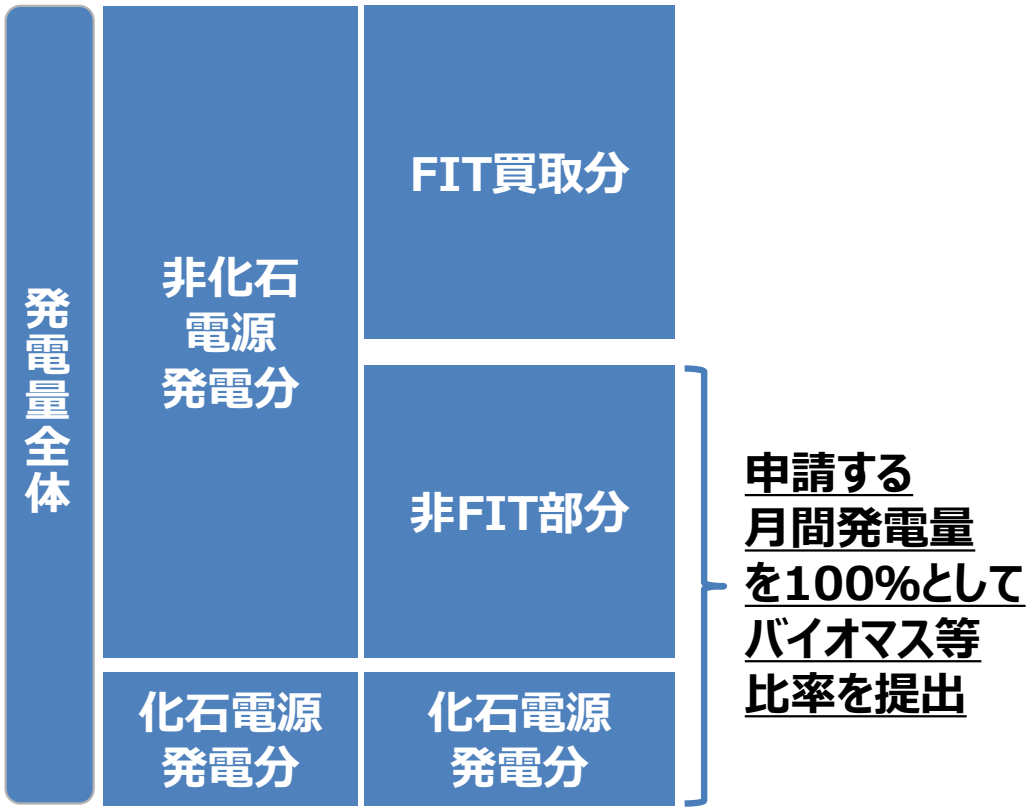

FIT認定期間中の非FIT非化石分の電力量認定申請について２

● FIT認定中の非FIT非化石分の電力量認定申請の具体例は下記となります。

■設備全体で月間100kWh発電、FIT買取分が60kWh、非FIT分が40kWh（うち化石分が10kWh)のケース

１．電力量認定申請書に記載する電力量について

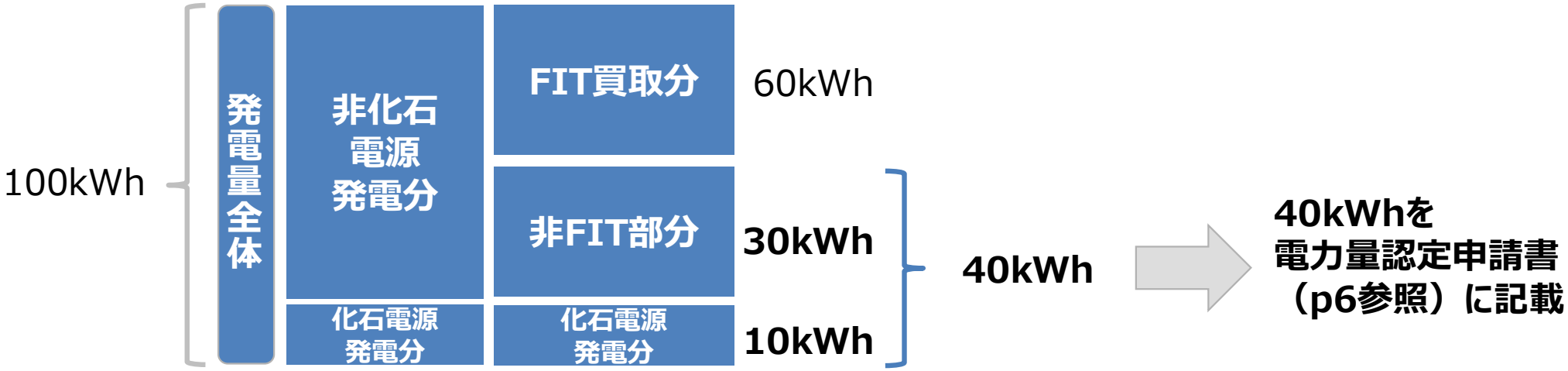

■ 申請書記入イメージ

上記の場合月間発電量の箇所には40kWhを記入。

電力量認定申請書

申請日

＊EXCELファイル名「denryokuryou_shinsei_yyyymm(xxx).xlsx」の(xxx)に事業者名を、yyyymmに対象年月を記入ください。

■法人番号 1234567890123

■事業者区分 小売事業者

■申請設備一覧

※任意入力項目となります

NO	受電地点特定番号	設備ID	月間発電量(kWh)	報告年月	対象年月	再エネ指定有無区分	対象期間_開始(yyyymmdd)	対象期間_終了(yyyymmdd)	認定
1	12345678901234567890 12	A123456789	221	2020年1月	2019年11月	有	20191010	20191110	
2	12345678901234567890 13	A123456785	3787	2020年1月	2019年11月	有	20191015	20191115	
3	12345678901234567890 14	A123456780	11129	2020年1月	2019年11月	有	20191020	20191120	

FIT認定期間中の非FIT非化石分の電力量認定申請について３

● FIT認定中の非FIT非化石分のバイオマス等比率の具体例は下記となります。

■バイオマス混焼設備において、全体で月間100kWh発電、FIT買取分が60kWh、非FIT分が40kWh（うち化石分が10kWh）のケース

２．バイオマス等比率について

申請電力量40kWhを100%として
バイオマス等比率を算出

全体が40kWhなので
非FIT部分は30kWh÷40kWh×100で
75%
化石電源発電分は
10kWh÷40kWh×100で25%

■ バイオマス等比率入力イメージ

上記の例だと
F（化石分）　：25%※1
Z（非バイオマス分）：75%※1
で提出。※2

算出根拠となる添付資料（本資料P5参照）は別途提出下さい。

※FIT買取上限を超えるバイオマス分は、燃料区分A、B、C、D、E、Gに比率を記入ください。

（参考）設備区分について１

発電設備	区分			再エネ指定有無
	大項目	中項目	小項目	
太陽光	2,000kW以上			有または無
	500kW以上2,000kW未満			同上
	10kW以上500kW未満			同上
	10kW未満			同上
	ダブル発電	10kW以上		同上
		10kW未満		同上
風力	陸上風力			同上
	陸上風力（リプレース）			同上
	洋上風力（着床式）			同上
	洋上風力（浮体式）			同上
一般水力	30,000kW以上			同上
中小水力	5,000kW以上30,000kW未満			同上
	1,000kW以上5,000kW未満			同上
	200kW以上1,000kW未満			同上
	200kW未満			同上
中小水力（既設導水路活用型）※1	5,000kW以上30,000kW未満			同上
	1,000kW以上5,000kW未満			同上
	200kW以上1,000kW未満			同上
	200kW未満			同上
混合揚水				同上

※1　既に設置している導水路を活用して、電気設備と水圧鉄管を更新するもの。

（参考）設備区分について２

発電設備	区分			再エネ指定有無
	大項目	中項目	小項目	
地熱	15,000kW以上／未満			有または無
		リプレース	全設備更新型	同上
			地下設備流用型	同上
			地下設備流用型	同上
バイオマス	メタン発酵ガス（バイオマス由来）	下水汚尿・家畜糞尿・食品残さ由来メタンガス		同上
	間伐材等由来の木質バイオマス	2000kW以上	間伐材、主伐材※２	同上
		2000kW未満		同上
	一般木質バイオマス・農産物の収穫に伴って生じるバイオマス個体燃料	10,000kW以上	製材端材、輸入材※２、剪定枝※３、パーム椰子殻、パームトランク	同上
		10,000kW未満		同上
	農作物の収穫に伴って生じるバイオマス液体燃料	パーム油		同上
	建設資材廃棄物	建設資材廃棄物（リサイクル木材）、その他木材		同上
	一般廃棄物・その他バイオマス	剪定枝※３・木くず、紙、　食品残さ、配色用油、黒液		同上
廃棄プラスチック				無
原子力				無
水素　※4				無
アンモニア　※4				無

※２　「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」（林野庁）に基づく由来の証明のないものについては、建設資材廃棄物として取り扱う。
※３　一般廃棄物には該当せず、「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」（林野庁）に基づく由来の証明が可能な剪定枝については、一般木質バイオマスとして取り扱う。
※４　水素・アンモニア燃料を使用した電源であることをその他関係法令又は公的機関に対して届出済であること。

（参考）複数の燃種の混焼発電の場合

令和元年7月第33回制度検討作業部会資料に基づき作成

- バイオマス等の混焼発電の場合、**一般送配電事業者は**当該発電設備から発電される電力量は把握しているものの、託送供給等業務上、**燃種毎の発電量までは把握することはできない**。
- 他方、**FIT制度において**は、混焼発電の場合は、**混焼比率に応じて電力量を按分**することで**FIT制度の対象となる電気の買取電力量を算定**している。
- **非FIT非化石電源の混焼発電の電力量認定**においても、既に運用されている**FIT制度と同様の方法**に基づき、**混焼比率に応じて電力量を按分**することで、**電力量認定を行う**こととしてはどうか。
- 具体的には、設備登録の段階で**発電事業者より混焼比率の計画の提出**及び**毎月のサンプリングの実施**等を行い、国※に報告することとしてはどうか。

※国及び国の委託事業者を含む

	設備登録	電力量認定
国（認定事務局）	事業者からの報告を以て非化石電源として登録する	事業者からの実績報告を基に非化石電力量を認定する
	↑ 国へ報告	↑ 国へ報告
発電事業者 発電設備	混焼比率の計画の作成	毎月サンプリングを行い、混焼比率の実績を報告

１　一般的なバイオマス等設備の電力量認定申請について

２　FIT認定期間中の非FIT非化石分の認定について

３　非FITバイオマス認定における燃料の安定調達（持続可能性等）

非FITバイオマス電源に対する非化石価値の認定における燃料の安定調達（持続可能性等）①

- 2024年3月22日に開催された第90回 総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会 制度検討作業部会におきまして、FIT/FIP制度を参照し、非FITバイオマス認定においても燃料の安定調達（持続可能性等）の観点から、事業計画策定ガイドライン（バイオマス発電）（※）へ準拠を求めることを基本とする方針となりました。

令和6年3月第90回
制度検討作業部会資料

非FITバイオマス電源に対する非化石価値の認定における燃料の安定調達（持続可能性等）の確保①

- 第84回本作業部会において、同一燃料種に対する扱いをできる限り統一化し、その際、FIT制度の対象燃料種についての非FIT非化石認定における追加的な負担を軽減する観点も踏まえる必要があることから、**FIT/FIP制度の対象燃料種となっている非FIT非化石電源に対する非化石価値の認定に際しては、FIT/FIP制度を参照することを基本**とした。
- FIT/FIP制度では、バイオマス発電に対して、認定基準の一つとして燃料の安定調達（持続可能性等）を確保することを求めている。
- 一方で、FIT制度の支援を受けない非FITバイオマス電源に対する非化石価値の認定においては、これまで燃料の安定調達（持続可能性等）の確保は要件としてこなかった。
- この点、燃料の安定調達（持続可能性等）が確保されない非FITバイオマス電源に対して、今後も非化石価値の認定（非化石証書の発行）が行われるとした場合、バイオマスの長期電源化に望ましくない影響を与えるおそれもある。
- 以上を踏まえ、今後、**非FITバイオマス電源に対する非化石価値の認定**においても、**燃料の安定調達（持続可能性等）の確保の観点から、事業計画策定ガイドライン（バイオマス発電）（※）への準拠を求めることを基本**としてはどうか。

（※）資源エネルギー庁『事業計画策定ガイドライン（バイオマス発電）』第２章 適正な事業実施のために必要な措置　３．燃料の安定調達に関する計画の策定及び体制の構築

10

（※）資源エネルギー庁『事業計画策定ガイドライン（バイオマス発電）』第２章 適正な事業実施のために必要な措置　３．燃料の安定調達に関する計画の策定及び体制の構築
https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/fit_2017/legal/guideline_biomass.pdf#page=11

非FITバイオマス電源に対する非化石価値の認定における燃料の安定調達（持続可能性等）②

- 申請に係る詳細・スケジュールについては現在調整中ですが、対象電源/対象燃料は以下の通りです。非FITバイオマス電源に対する非化石価値認定における燃料の安定調達（持続可能性等）の証明開始時期は、2024年10月発電分以降（予定） を想定しています。

  ➢対象電源：“調達期間/交付期間中のFIT混焼設備・FIP設備”を除く非FITバイオマス電源

  ※調達期間/交付期間中のFIT混焼設備・FIP設備については再エネ特措法において燃料の安定調達（持続可能性等）が確保されているため、改めての証明は不要とする。

  ➢対象燃料：　【燃料区分B】間伐材等由来の木質バイオマス

  【燃料区分C】一般木質バイオマス

  【燃料区分G】農産物の収穫に伴って生じるバイオマス（液体）

- なお、ライフサイクルGHGに関する証明については、FIT/FIP制度の経過措置期間終了後、非FIT非化石価値認定においても求める予定。

- 農産物（固形）の燃料の安定調達（持続可能性等）の確保の証明についてはFIT/FIP制度においても一定の猶予期間が設けられているため、非FITバイオマス電源に対する非化石価値の認定においても、認定事務局の対応に準備期間を要することを踏まえ、2025年2月発電分（2025年4月申請分）から要件化する想定です。

非FITバイオマス電源に対する非化石価値の認定における燃料の安定調達（持続可能性等）③

令和6年3月第90回
制度検討作業部会資料

【参考】非FIT非化石価値認定において燃料の安定調達（持続可能性等）の証明が求められる要件

- FIT/FIP制度に準じ、対象電源・燃料について、2024年10月発電分以降（予定）の非FITバイオマス電源に対する非化石認定の要件として、認定事務局に対して燃料の安定調達（持続可能性等）の証明が必要となる※1。
- なお、ライフサイクルGHGに関する証明については、FIT/FIP制度の経過措置期間終了後、非FIT非化石価値認定においても求める予定。

対象発電月	2024年10月発電分以降（予定）
対象電源	調達期間/交付期間中のFIT混焼設備・FIP設備を除く非FIT非化石電源
対象燃料	燃料区分B：間伐材等由来の木質バイオマス 燃料区分C：一般木質バイオマス 燃料区分G：農産物の収穫に伴って生じるバイオマス（液体）
証跡提出時期	対象発電月以降における初回の電力量認定　時
証明方法※2	『事業計画策定ガイドライン　（バイオマス発電）資源エネルギー庁』に則り証明すること。
その他条件※3,4	他事業者のバイオマス調達に著しく影響を及ぼすことなく調達すること等を約する誓約書を提出すること。

※1　原則、燃料の安定調達（持続可能性等）が証明ができたものについては【再エネ指定有】を選択できるものとし、証明できないものについては【再エネ指定無】でも認定不可となります。
※2　『事業計画策定ガイドライン　（バイオマス発電）資源エネルギー庁』
https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene//kaitori/dl/fit_2017/legal/guideline_biomass.pdf
※3　誓約書ダウンロードURL（別途記載予定）
※4　必要に応じて追加情報を提出いただく場合がございます。

12

更新

非FITバイオマス電源に対する非化石価値の認定における燃料の安定調達（持続可能性等）④

● 認定において提出を求める予定の資料は以下の通りです。※今後変更となる可能性もあります。

燃料区分	調達元	申請時に提出する資料	様式
共通	国内外	燃料の安定調達（持続可能性等）誓約及び同意書 ・燃料の安定調達（持続可能性等）の確保の観点から、以下の内容を含む事業計画策定ガイドライン（バイオマス発電）の要求事項について遵守していることを約する誓約書を提出すること。	様式１
		燃料調達及び使用計画 • バイオマス発電に用いる燃料の区分、種類、量、調達事業者、調達地域、入手ルート（事業者名含む）等の調達計画及び当該燃料の使用計画を記載していること。（事業計画策定ガイドライン参照） • 現地燃料調達事業者等との長期安定的な燃料調達が担保されていること	・任意（事業者独自）フォーマット ・燃料安定調達契約書等の証跡
		他事業者のバイオマスの調達に著しく影響を及ぼすことなく調達する誓約書 • 当該計画が既存用途へ与える影響を最小限にするように努めることを誓約すること	様式２
木質バイオマス　共通 • B：間伐材等由来の木質バイオマス • C：一般木質バイオマス	国内外	バイオマスの由来を証明する書類	・『発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン』参照
• C：一般木質バイオマス	国外	持続可能性が証明された木材・木材製品を用いていることを証明する書類	・林野庁『木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン』参照 証跡例：本資料P21掲載
		輸入バイオマス燃料のトレーサビリティについて	様式３
G：農産物の収穫に伴って生じるバイオマス（液体）	国外	第三者認証機関より持続可能性が認証されたことが確認できる書類	・任意フォーマット 証跡例：本資料P21掲載
	国内		

※各資料は対象発電月以降における初回電力量認定時、および調達ルート変更時等申請内容に変更が生じたタイミングに提出してください。
※国内木質バイオマスについて、調達予定先となる全ての都道府県林政部局（国有林の場合は森林管理局等）に対する事前の説明は非FITバイオマス電源に対する非化石価値の認定においては求めません。

（参考）FIT制度における持続可能性の確認方法

資源エネルギー庁
令和6年3月第90回
制度検討作業部会資料

【参考】FIT制度における持続可能性の確認方法

第13回 バイオマス持続可能性WG（2021年11月22日）
資料1より一部改

- FIT制度における持続可能性の確認方法は以下の通り。
- 持続可能性については、輸入木質バイオマス、農産物の収穫に伴って生じるバイオマスに求められて おり、前者は合法性ガイドライン、後者はRSPO2013、RSPO2018、RSB、GGL又は ISCC Japan FIT 又は MSPOPart4-1,4-2,4-3を用いている。

FIT制度における持続可能性の確認方法

バイオマス種	事業計画策定ガイドラインにおける要求事項
国内森林に係る木質バイオマス	• 調達予定先となる全ての都道府県林政部局（国有林の場合は森林管理局等）に対して事前の説明を行うこと。また、当該計画の妥当性について指導・助言を受けた場合、適切な措置を講じること。
輸入木質バイオマス	• 加工・流通を行う取扱者から、**持続可能性(合法性)が証明された木材・木材製品を用いることを証明する書類の交付**を受け、**事業実施期間にわたりその書類を保存**するとともに、経済産業大臣の求めに応じて、提出できる状態としておくこと。
農産物の収穫に伴って生じるバイオマス	• 主産物、副産物のいずれについても、バイオマス燃料の持続可能性（合法性）を確保し、**第三者認証（RSPO2013、RSPO2018、RSB 又は GGL又は ISCC Japan FIT 又は MSPOPart4-1,4-2,4-3）により、持続可能性（合法性）が認証された書類の交付を受ける**こと。 • また、燃料納入時に認証燃料であることを確認し、事業実施期間にわたりその書類を保存するとともに、経済産業大臣の求めに応じて、提出できるようにしておくこと。
メタン発酵ガス	• 計画の自主策定
一般廃棄物、産業廃棄物	• 廃棄物処理法に基づく廃棄物処理業や廃棄物処理施設の許可
建設資材廃棄物	• 木材資源リサイクル協会との事前調整

出典：事業計画策定ガイドライン（バイオマス発電） 2023年10月改訂

13

資源エネルギー庁令和6年3月第90回 制度検討作業部会資料 非化石価値取引について
https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/denryoku_gas/seido_kento/pdf/#page=14

（参考）証跡例

資源エネルギー庁
令和元年10月第５回
バイオマス持続可能性
ワーキンググループ

（参考）RSPO認証における燃料の証明イメージ

11

- RSPO認証においては、発電事業者等への納入時に、納品書に①納品日②サプライチェーンモデル③販売数量④認証番号⑤固有の識別番号を記載することで、燃料がRSPO認証を受けていることを担保している。

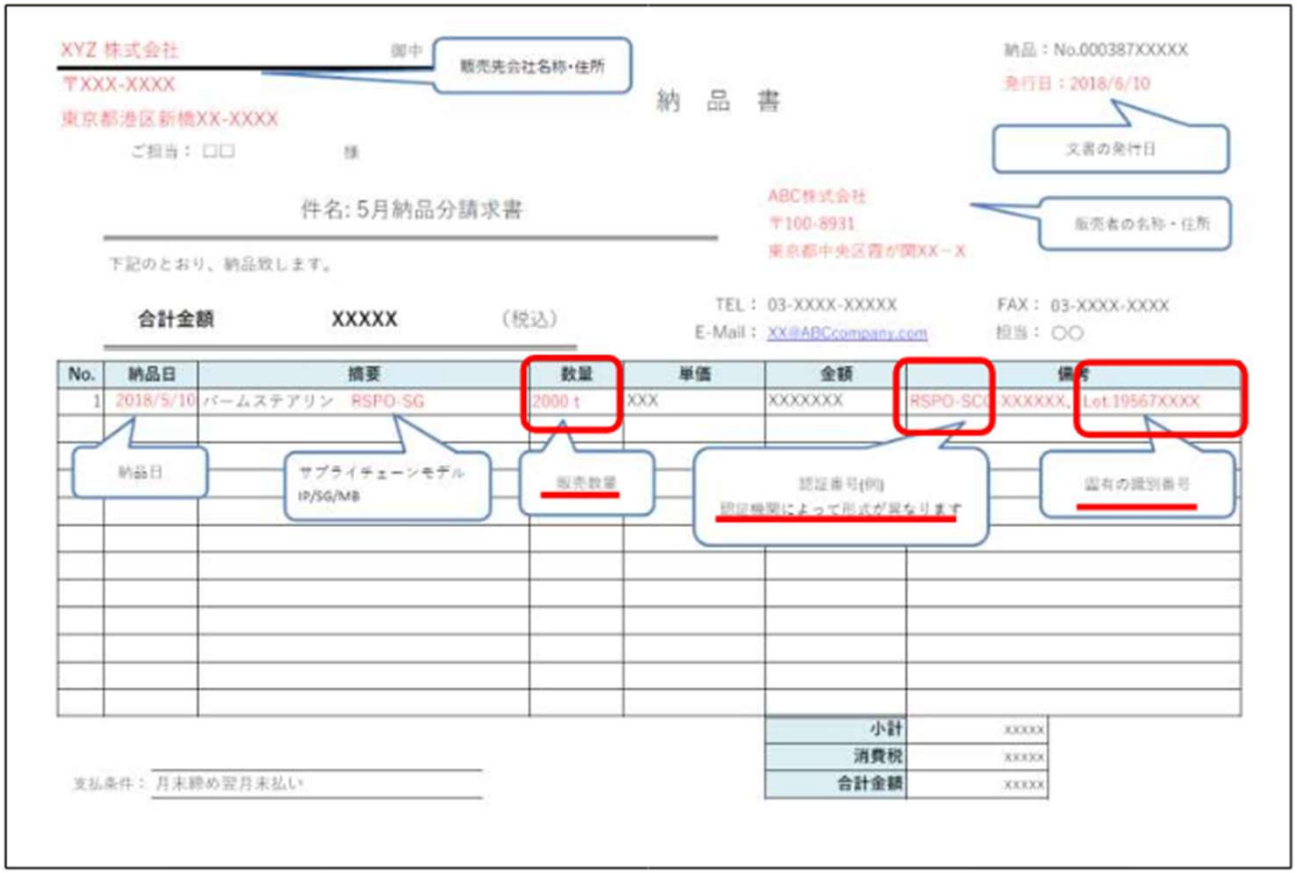

資源エネルギー庁令和元年10月第５回バイオマス持続可能性ワーキンググループ　バイオマス発電燃料の持続可能性に関する 確認内容・確認手段について（３）
https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/shoene_shinene/shin_energy/biomass_sus_wg/pdf/005_01_00.pdf#page=12

問い合わせ先

- 本認定業務についてご質問がある場合は下記問い合わせ先にお問い合せ下さい。
- 問い合わせを行う前に必ずQA表及びポータルサイト操作ガイドを確認ください。
- 質問内容を正確に把握し回答するため、電話での問い合わせは緊急時（手続が間に合わない等）に限り、原則メールにて問い合わせ願います。

非FIT非化石認定業務 事務局 (BIPROGY内)
お問合せ用電話番号：050-3132-0734
お問合せメールアドレス：non_fit@ml.biprogy.com